

## 修正箇所一覧

案件名：都城市子ども・子育て支援事業計画

項目	修正内容	理由						
P1 2. 計画の位置づけ	<p>本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「都城市総合計画」を上位計画とし、「<u>都城市次世代育成支援行動計画</u>」及び各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。</p> <p><u>また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき市町村が作成することができる「市町村行動計画」と一体的に策定する計画とします。</u></p>	<p>国が示した「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画と一体的に策定する計画であることを明記。</p>						
P5 5. 関連計画のとの関係について（図表内）	<p>方向性の継承、<u>一体的に計画策定</u></p>	<p>国が示した「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画と一体的に策定する計画であることを明記。</p>						
P7 〈未婚の動向〉	<p><u>平成17年から平成22年にかけて、いずれの性別、年代においても未婚率が上昇しています。</u></p> <p>また、<u>本市の未婚率をみると、女性、男性とも国や県の水準よりも低くなっています。</u>おり、中でも、25～29歳の未婚率が男性で56.8%と国(69.%)や県(61.1%)、女性で48.4%と国(58.9%)や県(52.4%)を大きく下回っている</p>	<p>集計誤り、及びそれに伴う動向分析の修正</p> <p>〈図表内の修正〉</p> <p>女性の未婚率（平成17年）</p> <table> <tr> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>81.8</td> </tr> <tr> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>28.1</td> </tr> <tr> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> </tr> </table>	98.8	81.8	50.2	28.1	16.7	9.5
98.8								
81.8								
50.2								
28.1								
16.7								
9.5								

<p>P68 ライフステージ 共通施策事業例</p>	<p>のが特徴的です。</p> <p>それぞれの施策ごとに新規・拡充 事業等を追加</p>	<p>7.0</p> <p>予算案の確定に伴い、これまで公表 を控えていた新規事業・拡充事業等 を追加</p>
<p>P 70 ①妊娠・出産に 関する相談体 制・情報提供の 充実</p>	<p>母子健康手帳の交付時には、妊娠 期の過ごし方、母子保健サービ スの利用方法など、妊娠・出産に 関する情報提供に努め、不安なく妊 娠期を過ごし、出産に望めるよう 支援します。また、<u>初産</u>、<u>高齢出 産</u>、<u>若年出産</u>、<u>多胎妊娠</u>など、特 に身体的・精神的なケアが必要な 妊産婦のケースを訪問し、指導・ 助言等を行います。</p>	<p>初産に対する対応は現状でも実施 しており、実態に合わせ見直し。</p>
<p>P 72 ①乳幼児の健康 管理の充実（前 段）</p>	<p>定期的な健康診査や訪問指導等 を実施し、母と子の健康管理およ び健やかな成長を確保することは もちろん、家庭における健康管理 の具体的な方法や栄養指導など、 子育てに関する情報提供を積極 的に行います。さらに、健診未受 診世帯の解消、および健診内容 の充実、<u>質の向上</u>に努めます。<u>対 応にあたる保健師等の研修や情 報を共有するための勉強会</u>を 実施し、<u>健康診査や訪問指導 の質の向上</u>を図ります。<u>心身の 発達面で気になる子ども</u>や、<u>強 い育児不安を抱える保護者</u>な ど、特に支援が必要な場合には、 関係機関と連携し、フォロー アップに努めます。</p>	<p>具体的な実施方法について、明記。</p>
<p>P 74 ②保育・教育を 支える人材の育</p>	<p>研修等を開催し、保育士等の人材 確保、資質向上に努め、保育・教</p>	<p>具体的な事業の実施方法について、 南九州大学との連携を想定し、明</p>

<p>成と確保</p> <p>P106</p> <p>【追加記載】</p>	<p><u>育の質の向上を目指します。その際、地元の大学などの高等教育機関や県と連携し、地域の実情に応じた研修を実施します。</u></p> <p>また、新たな幼保連携型認定こども園で子どもの教育・保育に従事するには幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」であることが必要となるため、その普及を支援します。</p> <p><u>(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業</u></p> <p><u>保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</u></p> <p><b>【確保方策】</b></p> <p><u>国の動向に応じて、事業を実施します。</u></p> <p><u>(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</u></p> <p><u>特定教育・保育施設への民間事業者への参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。</u></p> <p><b>【確保方策】</b></p> <p><u>教育・保育の提供状況及び事業者の動向等を勘案し、必要に応じて事業を実施します。</u></p>	<p>記。</p> <p>法定 13 事業であり、事業に取り組む可能性があるため、計画に記載しておくもの。</p>
---------------------------------------	--	---